東久留米市 企画経営室 秘書広報課 (計:1枚)

令和3年2月5日

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

緊急事態宣言が解除されるまでの間 市公共施設の利用制限の期間を延長します

市では、1月8日(金)から2月7日(日)まで、原則として午後8時以降の時間帯を含む利用枠の公共施設の利用を休止するなど、市公共施設の利用を制限しています。 国の緊急事態宣言の期間延長を受け、市では引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、緊急事態宣言が解除されるまで(現時点では3月7日までの予定)の間、市公共施設の利用制限の期間を延長します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名:市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL: https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html

東久留米市企画経営室秘書広報課 斉 藤 1m.042-470-7712 Fax042-470-7804

E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp